

地域経済応援ポイント移行に関する確認事項
(素案)

マイキープラットフォーム運用協議会

各地域経済応援ポイント協力企業名

マイキープラットフォーム運用協議会（仮称）（以下、「甲」という。）と地域経済応援ポイント協力企業名（以下、「乙」という。）とは、甲乙間におけるポイント交換に関する業務提携に関し、以下の事項を確認する（以下、「本確認事項」という。）。乙が乙のグループ他社（丁）の代理として、以下の事項を確認する場合は、丁についても記載する。また、新条項（本確認事項の代理）を挿入し、乙と丁の関係について明記する。

第1条（事業目的）

我が国が持続的な経済成長を実現するためには、国民一人ひとりが活躍できる社会（一億総活躍社会）と資金や消費の循環が地域経済まで波及する（地域経済好循環）ことが不可欠である。本事業では、企業の発行するポイントが「地域経済応援ポイント」として地域に還流することにより、地方公共団体や地域の住民が様々な活動を行うための原資として活用したり、地域ビジネスにおける購買や決済インフラ導入の呼び水として使われる。そのような地域の活性化が全国経済に波及するとき、ポイントを提供した企業も恩恵を受けることとなる。地域経済応援ポイントを提供する企業と、それを自治体ポイントとして活用する地方公共団体は、お互いの発展のために不可欠な「車の両輪」として本事業に寄与するものである。

第2条（定義）

本確認事項において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「マイナンバーカード」とは、行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードのことをいう。
- (2) 「マイキープラットフォーム」とは、マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空き領域と公的個人認証の部分）を活用して、マイナンバーカードを各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤をいう。
- (3) 「自治体ポイント管理クラウド」とは、地方公共団体のポイントサービスにおけるポイント付与業務を支援するとともに、地域経済応援ポイント協力企業のポイントを地域経済応援ポイントに変換し、自治体ポイントに合算するための共通情報基盤をいう。
- (4) 「地域経済応援ポイント」とは、民間企業のポイントやマイレージ等を本人が同意した場合、自治体ポイントに合算して地域で活用しようとするものをいう。
- (5) 「自治体ポイント」とは、ボランティアや子育て支援など、住民の公共的な意義のある活動をポイント付与で支援し、さらに、そのポイントを地元商店街等で活用することにより、地域経済にも寄与しようとするものをいう。

- (6) 「地域経済応援ポイント協力企業」とは、自社の発行するポイントやマイレージ等を本人が同意した場合、自治体ポイントに合算して地域で活用しようとすることに協力する会社をいう。
- (7) 「自治体ポイントへの交換サービス」(以下、「本サービス」という。)は、クレジットカード各社や大手航空会社、大手携帯電話会社等のポイントやマイレージ等を本人が同意した場合、自治体ポイントに合算するサービスのことをいう。
- (8) 「マイキープラットフォーム運用協議会(仮称)」とは、マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドを利用する地方公共団体(利用を検討する地方公共団体も含む。以下、同じ。)が、公共施設等の利用者カードのマイナンバーカードへの統合等による国民生活の利便性の向上、自治体ポイント管理システムの利用による行政コストの削減、及びポイントやマイレージ等を活用した地域経済の活性化に取り組むにあたり、効果的な事業運営のために地方公共団体間の調整等を行うことを目的として設立される、地方公共団体の長を会員とする組織であり、本確認事項の内容を議決事項とすること等をその内容とする規約により設立されたものをいう。(規約を別添)
- (9) 「本サービス利用者」とは、甲の利用者規約に同意のうえ、甲が運営するサービスを利用する者をいう。(ポイントサービスの名称や会員の位置づけ等を追加記載可能)

第3条 (本サービスの変更)

1. 甲及び乙は、本サービスの内容を変更する必要があるときは、変更日の3ヶ月前までに相手方に通知し、甲乙協議のうえ、これを変更するものとする。
2. 甲及び乙は、本サービスに関して自らが提供する部分について変更を行う場合は、変更日の3ヶ月前までに相手方に変更内容を書面にて通知するものとする。
3. 前二項の場合において発生する広告宣伝その他の変更費用については、自己が行う部分につき各々分担するものとする。

第4条 (広告・問合せ等)

1. 甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得たうえで、自己が作成するチラシ、WEBサイト、カタログ、パンフレット、新聞・雑誌広告等において、本サービスの内容の広告宣伝を行うことができるものとする。甲は、住民に対して本サービスの周知に最大限の努力を払うものとする。また、乙は、会員に対して本サービスの周知に最大限の努力を払うものとする。
2. 甲及び乙は、第三者からの本サービスに関する問合せ等については、両者が協力のうえ対応するものとする。

第5条（交換条件）

1. 地域経済応援ポイント協力企業のポイントを自治体ポイントへ交換する場合の条件は、第1条の趣旨に照らし合わせて、甲と乙が協議のうえ決定する。
2. 甲及び乙は、前項で定める交換比率について、変更の必要が生じた場合は、両者協議のうえ変更できるものとする。

第6条（ポイント売買の成立）

1. 本サービス対象会員は、地域経済応援ポイント協力企業が指定する交換方法により取得した地域経済応援ポイントに関する所定の情報を、甲の指定する自治体ポイント管理クラウドに入力し、特定の参加自治体の自治体ポイントを選択することにより、当該参加自治体の自治体ポイントを取得する。なお、本サービス対象会員が、自治体管理クラウドへの入力後、2週間以内に、上記自治体管理クラウド上で特定の参加自治体の自治体ポイントの選択を行わなかったときは、当該会員が、自治体管理クラウドへの登録時に指定した参加自治体の自治体ポイントを取得したものとみなす。
2. 各地域経済応援ポイント協力企業と各参加自治体間のポイント売買契約は、本サービス対象会員が前項により、特定の参加自治体の自治体ポイントを選択、取得した時点で成立する。

第7条（ポイント費用の精算）

1. 地域経済応援ポイント協力企業のポイントから自治体ポイントへの交換にともなう精算金は、第5条の規定に基づき付与した自治体ポイント数に1円を乗じた額とする。
2. 甲（本項においては、甲の会員であり、当該地方公共団体が自治体ポイント管理クラウドに開設した自治体ポイントに本サービス利用者が地域経済応援ポイントを移行した場合に該当する地方公共団体のことをいう。）は、前項に規定する精算金を、ポイント付与月を基準月として毎月月末締めで計算し、翌月第2営業日（営業日とは、土日祝祭日以外の日をいう。）までに乙に請求するものとし、乙は、請求月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに、甲が別途指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとする。なお、振込手数料等の支払いにかかる費用は乙の負担とする。
3. 交換料の算定条件については、甲乙協議により変更することができるものとする。

第8条（委託）

1. 甲及び乙は、本確認事項に基づき自らが行う業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、その業務の範囲、委託先、委託の理由等につき、相手方の事前の書面による承諾を得なければならない。本項の規定に基づき委託を行う当事者（以下、「委託元」という。）は、当該第三者との間の契約において、本確認事項に基づく自らの義務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとする。（当初から委託先が存在する場合は、追加記

載可能)

2. 前項の場合、委託元は、相手方の承諾があることを理由として本確認事項上の自己の義務の免除又は軽減を主張することができず、相手方は当該第三者の行為を全て委託元の行為とし、委託元に対し、本確認事項上の責任を問うことができる。
3. 相手方は、委託元が第三者に本契約に基づき自らが行う業務の全部又は一部を委託することを承諾したときであっても、その後当該第三者を委託先として適格でないと認めるときは、その理由を委託元に対して明示したうえ、いつでもその承諾を撤回することができる。

第9条（不可抗力）

前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ行為、停電、法令の変更、電気通信事業者のサービス停止、システム障害等の不可抗力による停止、コンピューターウィルスの感染、インターネットの利用不能等、甲又は乙のいずれの責にも帰すことができない事由により、本確認事項に定められた義務を履行できなかった場合には、当該義務の不履行に基づく責任につき免責される。但し、既に発生している金銭債務の履行は除く。

第10条（個人情報保護）

1. 甲及び乙は、本事業遂行のために提供された本サービス利用者に関する個人を識別できる一切の情報（以下「個人情報」という）の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守する。
2. 甲及び乙は、個人情報へのアクセスを業務の遂行に必要な最低限度の範囲内に留めるものとし、本サービス提供以外の目的で利用してはならず、強制力を伴う国家権力の行使の場合及び当該個人情報の本人の事前の書面による承諾がある場合以外は、第三者に開示または漏洩してはならない。
3. 甲及び乙は、本サービス運営の過程で知りえた個人情報を開示・漏洩・再利用してはならないものとする。
4. 第三者への個人情報の提供は、当該個人が同意している場合、または業務上必要があり当該利用者等の保護に値する正当な利益が侵害されるおそれのない場合であって、情報を提供した者の同意がある場合及び関係法令の規定により提出を求められた場合ならびにそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合に限るものとし、提供に際しては守秘義務について十分配慮する。
5. 甲及び乙は、個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対し、合理的な安全対策を講じるものとする。
6. 甲及び乙は、個人情報の漏洩、流出、その他の事故が発生し、またはそれらの疑いのあるときは、直ちに相手方に報告すると共に、相手方の指示に従うものとする。

7. 甲及び乙は、前項報告の結果、相手方に対して個人情報のアクセス、利用、その他管理の方法について改善を求めることができるものとする。
8. 本規約の解除または期間満了による規約終了の場合、甲及び乙はその管理する個人情報の取り扱いについては、相手方の指示に従うものとする。
9. 甲（本項においては、甲の会員である地方公共団体のことをいう。）は、運営・管理する事業の実施のためにマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドに保有する個人情報の取り扱いに当たっては、別に定める規約に従い、利用者本人の同意を得るものとする。

第11条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本確認事項の内容、自らが本確認事項に関連して行う業務を通じて相手方から口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、顧客情報を含むデータなどの、相手方の技術上、営業上、並びに業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を本確認事項に定める以外の目的に使用せず、本確認事項の有効期間中はもちろん本確認事項終了後も第三者に開示、漏洩しないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令又は裁判所若しくは行政機関からの命令等に基づく場合には、秘密情報を開示することができる。但し、当該命令等があった場合、通知することが公益に反するときを除き、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
3. 前二項の規定にかかわらず、情報の開示を受けた当事者が次の各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示され又は知得する時点で既に公知であった情報。
 - (2) 開示され又は知得する時点で自らが秘密保持の義務を負わずに、既に正当に所有していた情報。
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報。
 - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らが開発した情報。
 - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報。
4. 甲及び乙は、当該秘密情報を知る必要のある自己の役職員に使用させる場合、当該役職員に本確認事項と同様の秘密保持義務を課すものとし、当該役職員の行為につき一切の責任を負うものとする。
5. 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得て第三者に秘密情報を開示する場合には、第三者と秘密保持契約を締結する等して第三者の秘密情報の管理について一切の責任を負うものとする。
6. 本確認事項をもって、甲が乙の秘密情報を、甲及び第8条に定める甲の委託先に対して

開示することを乙が書面により承諾したものとみなす。

7. 本確認事項をもって、乙が甲の秘密情報を、第8条に定める乙の委託先に対して開示することを甲が書面により承諾したものとみなす。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本確認事項を解除することができる。
 - (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は（1）から（4）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
2. 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当するものに契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。
3. 乙は、第一項のいずれかに該当するときは、甲が本確認事項を解除するか否かにかかわらず、これにより甲に生じた事実の損害額を賠償金として、甲が指定する期限までに支払わなければならない。
4. 本条の規定により本確認事項が解除された場合に伴う措置については、本確認事項の規定による。
5. 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
6. 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

第13条（禁止行為）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本確認事項上の権利及び義務を、

第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

第14条（損害賠償）

1. 甲又は乙は、相手方による本確認事項上の義務違反又は本確認事項上の債務の不履行により、損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができる。
2. 第11条第4項及び第17条に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情により生じた損害であっても、被請求者がその事情を予見することができたものについては、その範囲に含まれるものとする。

第15条（有効期間）

本確認事項の有効期間は、本確認事項が成立した日から平成30年3月31日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がない場合は、本確認事項は期間満了の日の翌日からさらに1年間、同一条件をもって延長されるものとし、以後もまた同様とする。

第16条（解約）

前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、本確認事項の有効期間中であっても、3ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより本確認事項を解約することができる。

第17条（本確認事項の解除）

甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、本確認事項を解除することができる。

1. 自己の責めに帰すべき理由により本確認事項に違反し、又は相手方に対する債務の全部若しくは一部を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に是正又は履行をしないとき。
2. 相手方の社会的信用を失墜させ、又はそのおそれがある行為をしたと合理的に判断されたとき。
3. 前項の規定に係わらず本確認事項を履行することが困難となったときは、甲及び乙は協議の上、本確認事項を解除することができる。

第18条（合意管轄）

甲及び乙は、本確認事項に関する一切の紛争について、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第19条（協議事項）

本確認事項に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

る。

第20条（準拠法）

本確認事項の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとする。

本確認事項成立の証として本確認事項2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保持するものとする。

平成29年●月●日

甲

乙